

元号を「令和」と改める政令の閣議決定及び公布に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年六月二十六日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿

元号を「令和」と改める政令の閣議決定及び公布に関する再質問主意書

政府においては、平成三十一年四月十五日提出の「元号を「令和」と改める政令の閣議決定及び公布に関する質問主意書」における質問の一から十五の殆どについて、これらは新しい元号等に関わる質問であるにもかかわらず、問われた事項に対して内容のある答弁を行っておらず誠に遺憾である。

この際、特に以下の事項について再質問するので明確に答弁されたい。

一 安倍総理は、元号を「令和」と改める政令を閣議決定した平成三十一年四月一日の記者会見（以下「記者会見」という。）において、「この「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められております。」と述べているが、一般論として、ここでいう「人々が美しく心を寄せ合う」とは具体的にどのような状況を意味するものと考えているかについて、政府の見解を分かりやすく説明されたい。なお、この質問は新しい元号の意味そのものを問うものであり、これに答弁拒否することは断じてあつてはならないことであることを付言する。

二 前記一について、政府は「人々が美しく心を寄せ合う」としているとは言えない状況について、どのようなものがあると考えているのか、具体的に示されたい。また、こうした状況においては、「文化が生まれ育

つ」ことはないと考えているのか、見解を示されたい。なお、この質問は新しい元号の趣旨を問うものであり、これに答弁拒否することは断じてあつてはならないことであることを付言する。

右質問する。